（国家公務員法附則第九条の規定の適用の特例）

38　特定地方警務官に対する国家公務員法附則第九条の規定の適用については、同条中「任命権者」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長」と、「対し、人事院規則」とあるのは「対し、条例」とする。

（一般職の職員の給与に関する法律附則第九項の規定の適用の特例）

39　特定地方警務官に対する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第九項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「国家公務員法」とあるのは「警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第五項において読み替えて準用する国家公務員法」と、「（同法）」とあるのは「（警察法第五十六条の二第五項において読み替えて準用する国家公務員法）」とする。

（自衛隊法の一部改正）

第八条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第三十条の二第一項第二号中「（非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。）」を削る。

第三十一条の三第一項中「第三十一条の六」の下に「、第四十一条の二」を加え、「、第四十四条の三及び第四十四条の五」を「から第四十四条の七まで及び附則第十四項」に改め、同条第四項中「転任又は降任」を「降任又は転任」に改める。

第三十一条の四第一項中「転任及び降任」を「降任及び転任」に、「並びに」を「（第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。）並びに」に、「以下この条」を「次項及び第三項」に改め、同条第四項中「転任、降任」を「降任、転任」に改め、「免職（」の下に「第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。）」を加える。

第三十四条中「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に、「同章」を「この章」に改める。

第四十一条の見出しを「（条件付採用）」に改め、同条第一項中「すべて条件附」を「隊員であつた者又はこれに準ずる者のうち、政令で定める者を採用する場合その他政令で定める場合を除き、条件付」に、「その隊員が」を「隊員が、」に、「を下らない期間」を「の期間（六月の期間とすることが適当でないと認められる隊員として防衛省令で定める隊員にあつては、防衛省令で定める期間）」に改め、同条第二項中「条件附採用に」を「前項に定めるもののほか、条件付採用に」に改め、「及び条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」を削る。

第五章第二節中第四十一条の次に次の一条を加える。

（定年前再任用短時間勤務隊員の任用）

第四十一条の二　任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（臨時的に任用された隊員その他の法律により任期を定めて任用された隊員及び非常勤の隊員が退職する場合を除く。）をした隊員（以下この条及び第四十六条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。）又は年齢六十年に達した日以後に国家公務員法の規定により退職（同法第八十一条の六第三項に規定する職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が退職する場合を除く。）をした者（以下この項及び第三項において「国家公務員法による年齢六十年以上退職者」という。）を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職（以下「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者又は国家公務員法による年齢六十年以上退職者がこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第四十四条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2　前項の規定により採用された隊員（次項及び第四項において「定年前再任用短時間勤務隊員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

3　任命権者は、年齢六十年以上退職者又は国家公務員法による年齢六十年以上退職者のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務隊員のうち当該定年前再任用短時間勤務隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務隊員以外の隊員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

4　任命権者は、定年前再任用短時間勤務隊員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第四十二条中「及び」を「、第四十四条の二第一項又は第四十四条の五第三項の規定により降任される場合及び」に改める。

第四十四条の四の前の見出し並びに同条及び第四十四条の五を削る。

第四十四条の三第一項中「当該隊員の職務の特殊性又は当該隊員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職が自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる十分な理由があると認める」を「次に掲げる事由があると認める」に、「その職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した隊員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている隊員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて防衛大臣の定める場合に限るものとし、当該期限は、当該隊員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一　前条第一項の規定により退職すべきこととなる隊員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該隊員の退職により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

二　前条第一項の規定により退職すべきこととなる隊員の職務の特殊性を勘案して、当該隊員の退職により、当該隊員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

第四十四条の三第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由がある」を「あると認める」に改め、「ところにより、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する隊員にあつては、当該隊員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条の三を第四十四条の七とする。